

第 6058 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月11日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

⇩ 遺産分割のやり直し

Q : 遺産分割が終わり、相続税の申告を済ませましたが、その後、相続人間で話し合い、遺産分割をやり直した場合はどうなりますか？

A : 特別な場合を除き、その財産を取得した他の相続人に対して贈与税の課税関係が生じます。

【解説】

税務では、次に掲げるような瑕疵が認められる特別な場合を除き、遺産分割のやり直しにより取得した財産については、実質的には共同相続人間において、「遺産の再分割」という名目で行われた遺産分割以外の原因（例えば、贈与、交換、譲渡など）による所有権の移転があったものとして取り扱われることとなっています。

- ①遺産分割協議に相続権のない者が参加していたことが判明した場合
- ②遺産分割協議が特定の相続人によって偽造されていたことが判明した場合
- ③当初の遺産分割協議により取得した財産が後日訴訟等において被相続人に帰属していないことが確定した場合

したがって、ご質問の場合、上記のような瑕疵がなく財産の再配分が行われたのであれば、再配分により取得した財産は遺産分割により取得した財産とは認められないことから、その財産を取得した他の相続人に対して贈与税の課税関係が生じることとなります。

